

## 新潟市立高等学校及び新潟市立中等教育学校減免取扱要綱

	昭和55年	4月21日
改正	昭和63年	4月14日
改正	昭和63年10月	19日
改正	平成2年	4月7日
改正	平成3年	7月24日
改正	平成13年	1月6日
改正	平成16年	4月1日
改正	平成19年	4月1日
改正	平成22年	4月1日
改正	平成24年	4月1日
改正	平成27年	4月1日
改正	令和元年10月	1日
改正	令和3年	8月16日

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、新潟市立高等学校条例（昭和39年新潟市条例第30号）第9条、新潟市立中等教育学校条例（平成20年3月19日新潟市条例第4号）第8条の規定に基づき、新潟市立高等学校の授業料（以下「授業料」という。）の全部又は一部の免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (減免の対象等)

第2条 授業料の減免は、生徒の保護者又は自ら授業料を負担する生徒（以下「保護者等」という。）で別表に定める減免対象要件に該当するものに対し行うものとし、減免の額及び期間は、同表に定めるところによるものとする。ただし、減免の期間は、当該年度を限度とする。

2 前項に規定する減免の期間を越えて引き続き減免を受けようとする場合は、新たに次条の規定による申請の手続きをしなければならない。

### (申請の手続)

第3条 減免を受けようとする保護者等は、授業料減免申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添え、学校長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 市町村民税課税証明書（別記第2号様式）
- (2) 別表に定める減免対象要件に該当することを証明する書類

### (減免の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、速やかに適否を決定し、その結果を授業料減免決定・否認通知書（別記第3号様式）により、学校長を経由して、保護者等に通知するものとする。

### (減免理由消滅の届出)

第5条 減免を受けている保護者等は、減免の期間内において、その理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったときは、速やかに授業料減免理由消滅届出書（別記第4号様式）を学校長を経由して、市長に提出しなければならない。

この場合において、前条の規定を準用するものとし、同条中「授業料減免決定・否認通知書」とあるのは、「授業料減免取消し決定通知書（別記第5号様式）」とする。ただし、中途退学により減免が消滅する場合は、学校長からの報告をもって保護者等の届出書にかえる。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免を受けている保護者等が、次の各号の一に該当する場合は、当該減免を取消し、既に減免した授業料の全部又は一部を追徴することができる。

(1) 申請書に虚偽の事実の記載、その他不正な行為によって減免を受けていることが判明した場合

(2) 減免の理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったにもかかわらず、授業料減免理由消滅届出書を提出しない場合

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第13条第2項に規定する懲戒で停学又は訓告の処分を当該生徒が受けた場合

2 市長は、前項の規定により減免を取消したときは、授業料減免取消し決定通知書により、学校長を経由して保護者等に通知するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、昭和55年4月21日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

(新潟市立幼稚園授業料等減免要綱の廃止)

2 新潟市立幼稚園授業料等減免要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月14日から施行し、この要綱による改正後の新潟市立高等学校及び新潟市立幼稚園授業料減免取扱要綱の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年10月19日から施行し、この要綱による改正後の新潟市立高等学校及び新潟市立幼稚園授業料減免取扱要綱の規定は、昭和63年10月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月7日から施行し、この要綱による改正後の新潟市立高等学校及び新潟市立幼稚園授業料減免取扱要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年7月24日から施行し、この要綱による改正後の新潟市立高等学校及び新潟市立幼稚園授業料減免取扱要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

別 表

減免対象要件	減免の額	減免の期間
1 高等学校及び中等教育学校後期課程		
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者その他これらに準ずる者で市長が認めたもの	授業料月額的全額	12月以内
(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項及び第3項の規定に基づく市町村民税の非課税世帯	授業料月額的全額	12月以内
(3) 市町村民税均等割のみ課税世帯	授業料月額の半額 （ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる）	12月以内
(4) 天災その他不慮の災害により地方税法第323条の規定に基づき、当該年度の市町村民税課税額のうち、災害を受けた日以降に納期が到来するものが全額免除された世帯	授業料月額的全額	12月以内
(5) 災害等により、その世帯の総収入額が生活保護法に基づく保護基準額を下回る場合	授業料月額的全額	6月以内 （ただし、12月を限度とする）
(6) 生徒の保護者が死亡又は疾病等により、その世帯の総収入額が生活保護法に基づく保護基準額を下回る場合	授業料月額的全額	6月以内 （ただし、12月を限度とする）
(7) 災害等若しくは生徒の保護者が死亡又は疾病等により、その世帯の総収入額が独立行政法人日本学生支援機構選考基準額を下回る場合（ただし、その世帯の総収入が前2号に掲げる額を下回る場合を除く。）	授業料月額の半額 （ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる）	6月以内 （ただし、12月を限度とする）
(8) 保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）又は里親（同法第27条第1項第3号の規定による里親をいう。）が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償補償法施行令（昭和30年政令第286号）別表の後遺障害第1級から第3級までに該当することとなった生徒（以下「交通遺児等」という。）であって、その生活困窮程度が次のいずれかの一に該当する場合	授業料月額的全額	12月以内

減免対象要件	減免の額	減免の期間
<p>ア 当該交通遺児等が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であること</p> <p>イ 当該交通遺児等が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) その者を扶養する者がいない者</p> <p>(イ) その者を扶養する者がいるときは、当該扶養者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者</p> <p>ウ 交通遺児等を扶養する者が地方税法の規定により市町村民税を納付しないこととなる者又は均等割のみを納付している者であること</p> <p>エ 交通遺児等を扶養する者が国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の保険料の納付を免除されている者であること</p> <p>オ 交通遺児等と同一生計にある者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当を受けている者であること</p> <p>カ 交通遺児等と同一生計にある者が就学困難な児童及び生徒に係る就学援助について国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により、市町村から就学援助を受けている者であること</p> <p>(9) 新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）第49条の規定により、留学を許可された生徒</p>	<p>授業料月額的全額</p>	<p>12月以内</p>

# 授 業 料 減 免 申 請 書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

新潟市立

高等学校  
中等教育学校

学年 組

生 徒 氏 名

保 護 者 住 所

氏 名

電話番号 ( )

次のとおり授業料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

1 申請の期間 年 月分から 年 月分まで ( か月分)

2 申請の理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 家庭状況 ( 月 日現在)

	氏 名	生年月日	氏 名	生年月日
本 人				
家族数	人	借家の場合月額の家賃		円

- 注意
- 1 申請の理由は、生活困窮あるいは災害があったとか、授業料の負担に耐えられない事情を正確に記入すること。
  - 2 家庭状況欄には、4月1日現在の状況を記入すること。途中申請の場合は申請時の状況を記入すること。
  - 3 保護者又は、里親が交通事故で死亡している場合は、申請の理由の欄にその旨を記入すること。

市町村民税課税証明書交付申請書

年 月 日

市(町・村)長様

(申請者)

世帯主住所

氏名

印

証明書の 使用目的	新潟市立高等学校・中等教育学校の授業料の減免を申請するため	証明書の 請求枚数	1 枚
--------------	-------------------------------	--------------	-----

上記の目的に使用するため下記の証明をお願いいたします。

記

年度 市(町 村) 民 税 課 税 明 細						
納税義務者 氏 名 生 年 月 日	総収入額	所 得 額	市町村民税額		均等割非課税 適用条項	備 考 (所得の 種類等)
			均等割	所得割		
・ ・					地方税法 295 条 第 1 項・第 3 項	
・ ・					地方税法 295 条 第 1 項・第 3 項	
・ ・					地方税法 295 条 第 1 項・第 3 項	
・ ・					地方税法 295 条 第 1 項・第 3 項	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市(町・村)長

印

注意 世帯内の納税義務者(学生・生徒を除く15歳以上の世帯員)全員について証明を受けること。

授業料減免 決定 通知書  
否認

年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

年 月付で提出された授業料減免申請について審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

記

1 減免の認定・否認定

- ・減免を認めます。

[期間] 年 月分から 年 月分まで

[金額] 円 (授業料月額的全額 半額 か月分)

- ・減免を認めません。

2 決定の理由

※注意・・・減免を認められた場合、減免の期間内においてその理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったときは、速やかに減免理由消滅届出書を提出すること。

授業料減免理由消滅届出書

年 月 日

新潟市長

新潟市立

高等学校  
中等教育学校

学年 組

生徒 住所  
氏名  
保護者 住所  
氏名

次のとおり授業料減免の理由が消滅したので届け出ます。

記

## 授業料減免取消決定通知書

年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

次のとおり授業料減免の決定を取り消しましたので通知します。

### 記

1 減免取消決定期間

年 月分から 年 月分まで ( か月分) の減免決定期間のうち  
年 月分から 年 月分まで ( か月分) を取り消す。

2 減免取消決定額

円 (授業料月額的全額・半額 か月分) の減免決定額のうち  
円 (授業料月額的全額・半額 か月分) を取り消す。

3 減免取消決定理由